

第2章

子供の「知」「徳」「体」を育み、
社会の持続的な発展に貢献する力を培う

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

現状と課題

東京都教育委員会が、毎年度、都内公立小学校（以下「小学校」という。）の第5学年と、公立中学校（以下「中学校」という。）の第2学年を対象に実施している「児童・生徒の学力向上を図るための調査」などの結果からみると、小学生・中学生とも基礎的・基本的な知識等については概ね定着していると言えます。

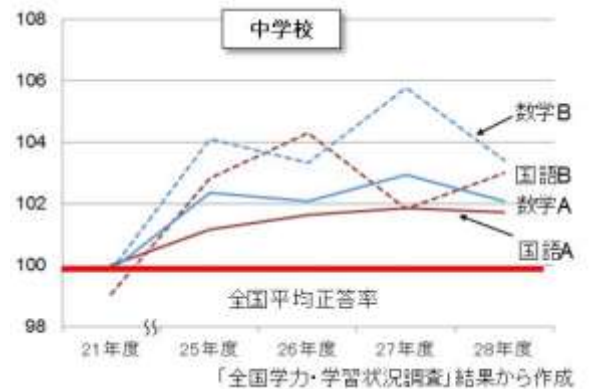
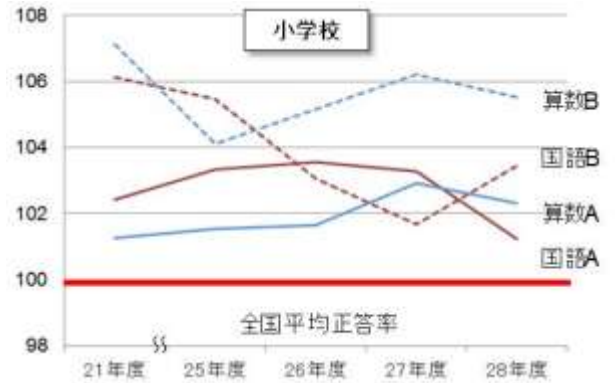
また、文部科学省が、全国の小学校第6学年と、中学校第3学年を対象に実施した「全国学力・学習状況調査」では、東京都の小学校は平成19年度の調査開始以降、中学校は平成25年度以降、全国平均正答率を上回っており、小学校・中学校ともに、その状況を概ね維持しています。しかし、学力上位県と比較して下位層（C層、D層）の割合が多いなど、児童・生徒一人一人の習熟度には依然として差があります。

さらに、平成28年度実施の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」によると、学校において「思考力・判断力・表現力等を育むための言語活動の充実を図っていますか」との質問に「（言語活動を）行った」と回答した学校の児童・生徒の平均正答率が高い傾向にあることが明らかとなりました。

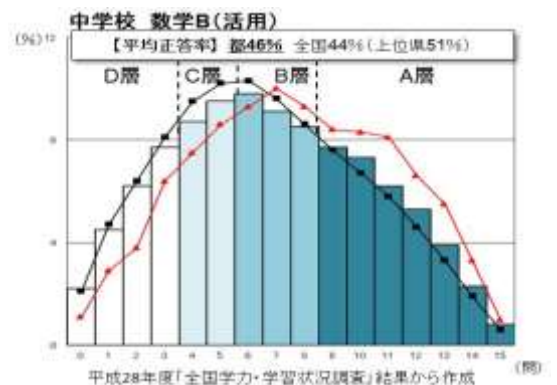
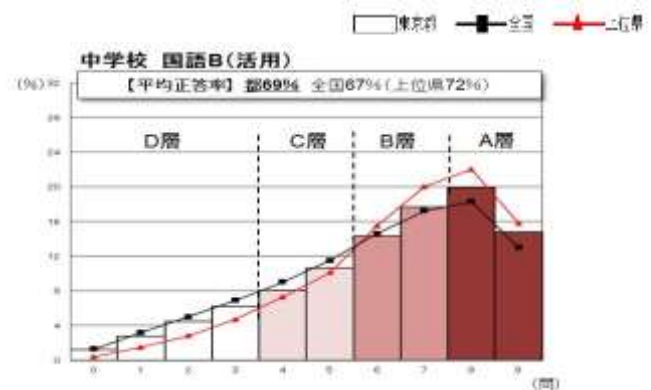
他方、平成28年度実施の「都立高校生意識調査」では、「中学校までの学習で苦手科目があり、高校での勉強についていけないと感じることがありますか」との質問に、「ある」と回答した高校生の割合は約65%でした。多くの高校生が、都立高等学校（以下「高等学校」という。）での学習を進める上で不安を感じていることが分かります。

このような現状を踏まえ、今後とも、全ての児童・生徒に基礎・基本を確実に習得させるため、学校における授業に一層の工夫・改善を図るとともに、放課後や家庭など授業以外の場における学習支援を充実させることも重要です。

全国の平均正答率を100としたときの東京都の得点の推移



教科ごとの正答数分布



施策展開の方向性①

きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の 確実な定着を図ります

【施策の必要性】

教育を行うに当たっては、障害の有無を問わず、全児童・生徒が学習内容を理解し、授業に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごせることが重要です。

こうした考えの下、児童・生徒に、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、主体的に学習できる力を育成するためには、教員が一人一人の学習における課題を把握するとともに、個に応じた指導や習熟度別指導などきめ細かく指導を行うことが重要です。

特に都立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）では、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、もてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことで、基礎的な学力を伸ばしていく必要があります。

また、児童・生徒自身が自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立てるとともに、その達成に向かって努力し続ける意欲・態度を身に付けることが大切です。

東京都教育委員会は、義務教育の質的な向上に向けて、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るための基盤を整備するとともに、区市町村教育委員会に対し、児童・生徒の学力向上への適切な支援を行う必要があります。また、就学前教育^{*4}の充実を図るとともに、就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図る取組を推進し、小学校と幼稚園・保育所等の就学前施設の双方が子供の成長を共有した指導の工夫を行うための支援を行うことも重要です。

さらに、高等学校においては、義務教育段階の学力の定着が十分ではなく、高等学校の授業が理解できない生徒が一部にみられることから、個に応じた学習を実施するなど、高校生に求められる基礎学力の確実な定着とその一層の向上を図るため、組織的・計画的な取組が必要です。

【主な施策展開】

○ 小学校・中学校における基礎学力の定着

児童・生徒の学力向上に向けて、有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表などからの意見の聴取や検討・協議などを通じて、東京都教育委員会と区市町村教育委員会との連携をより深めます。

また、引き続き「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を実施し、児童・生徒の学力の定着状況を把握・分析します。その調査の結果を基に、小学校と中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の基礎的・基本的な知識・技能の定着と伸長に向けた多様な施策を展開します。

特に、算数・数学では習熟度別指導、英語では少人数・習熟度別指導を推進するとともに、基礎的な学習内容を習得するための教材を開発することにより、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の一層の伸長を図ります。

○ 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進

就学前教育の質の向上及び就学前教育と小学校教育との円滑な接続をより一層図っていくための取組について、説明会や協議会等を通して保育・教育関係者に広く啓発するとともに、東京都教育委員会が作成した指導資料の活用を促進します。

また、就学前教育及び小学校教育のより一層の充実を図るために、幼稚園の5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を研究・開発するとともに、教育課程に基づいた実践及び効果検証を進めます。

○ 高等学校における学力の確実な定着

生徒一人一人の学力の確実な定着を図るため、「都立高校学力スタンダード^{※5}」に基づく学習指導を引き続き実施するとともに、高等学校学習指導要領に対応した教育内容等の確実な実施に向けた研究を一層進め、その取組を全ての高等学校に普及・展開します。

また、「読解力」をはじめとした学びの基盤となる力を全ての生徒が身に付けることができるよう調査研究し、つまずきの原因を分析するとともに、より効果的な指導方法や教材等を教育プログラムとして研究・開発することで、学力の底上げを図ります。

さらに、義務教育段階の学力の定着が十分ではない高校生に対しては、学び直し学習を実施するなど、生徒が明確な目標をもち、進路実現に努力できるよう支援します。

○ 通信制高等学校におけるサポート体制の充実

通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、ICTを活用した学習環境を整備します。

また、スクーリング^{※6}がない日にも人とつながることができる居場所を設けるなど、進路相談や生活相談、生徒同士の交流等の機会を提供します。

これらの取組を通じ、通信制高等学校の生徒の学習意欲を喚起するとともに、社会的・職業的に自立できる力を身に付けられるよう支援します。

○ 特別支援学校における「準ずる教育課程^{※7}」の教育内容・方法の充実

各学力調査等の結果を、個別指導計画^{※8}に反映させるなど、児童・生徒個々の能力を効果的に伸長させるための指導を工夫するとともに、実施状況を適切に評価し、各特別支援学校の「準ずる教育課程」の教育内容・方法の改善・充実を図ります。

また、障害種別や学年等の発達段階、一人一人の障害に応じた端末配備の在り方の検討を進め、学習環境の改善・整備を図るとともに、個々の教員の創意工夫により実践されている効果的なICT機器の活用事例を全特別支援学校に普及します。

○ 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実

通常の学級等で、「学校で見られる行動」と「読み書き」に関するアセスメント^{※9}、及びアセスメントの結果を踏まえた支援を充実し、発達障害のある児童・生徒を含む全ての児童・生徒にとって、分かりやすい授業、過ごしやすい教室の整備、活動しやすい学級風土づくりを促進することにより、指導の充実を図ります。

高等学校では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、通常の授業の一部を個別に指導する効果的な方法等について普及・啓発するなど、発達障害教育を推進します。

また、区市町村教育委員会と連携し、特別支援学校高等部への進学を見据えた12年間の一貫したカリキュラムを研究・開発します。

さらに、インクルーシブ教育システムについて、海外事例とその背後にある教育制度や国内の状況等を調査・研究するとともに、公立学校におけるより良い教育環境の整備に必要な支援策を、ソフト・ハードの両面から検討します。

○ 島しょにおける教育活動の充実

島しょの高等学校におけるインターネット環境を整備することにより、島外の高等学校との交流や、web会議システム等の活用による大学・企業等と連携した教育活動などを促進します。

○ 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実

放課後の子供たちの安全で安心な居場所の充実、元気高齢者の社会参加の促進及び統括コーディネーターの^{※10}配置拡大の三つの事業を横断的に「Tokyo スクール・コミュニティ・プロジェクト」として展開することで、持続可能な地域づくりの拠点としての学校の機能を高めるとともに、地域の高齢者など多様な地域人材を積極的に活用した放課後や休日の魅力的で多彩な学びを児童・生徒に提供します。

また、地域コーディネーター等を対象とした研修を実施するとともに、先進的な活動事例の収集と情報提供を行うなどして区市町村教育委員会を支援します。

さらに、中学生等の学習習慣の確立や学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾^{※11}」などの取組を支援し、児童・生徒への学習の機会を充実します。さらに、中学生を対象に進学を目的とする放課後等の学習を支援します。

高等学校においては、義務教育段階の学力の定着が十分ではない生徒に対し、外部人材等を活用した放課後等の学習を支援します。

施策展開の方向性②

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します

【施策の必要性】

これからの変化の激しい時代を生き抜き、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するには、知識・技能の習得に加え、他者と協働しながら課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等及び主体的に学習に取り組む態度を育むことが不可欠です。そして、社会が直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのか、児童・生徒が自ら考えられるようにしなければなりません。

児童・生徒にこうした資質・能力を育成していくためには、アクティブ・ラーニング^{※12}による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、質の高い授業を展開していくことが、全ての教員に求められています。

さらに、カリキュラム・マネジメント^{※13}を通して、学校全体の取組として、質の高い「深い学び」を引き出していくことが重要です。

【主な施策展開】

○ 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進

地域に見られる身近な問題や自然環境など地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決していくための能力や態度を育成します。そのため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を図るとともに、持続可能な開発目標（SDGs）^{※14}に関連した課題等を設定した教科等横断的な授業実践や、地域人材・資源等を活用した学習活動に取り組み、その成果を都内全公立学校へ普及・啓発します。

○ 授業改善に資する研究・研修の推進

「主体的・対話的で深い学び」を実現するための効果的な指導方法の開発に向け、実践的な研究・研修を推進し、その成果を幅広く全都へ発信・普及します。

また、学校に指導主事^{※15}等を派遣し、学校が抱えている諸課題の解決に向けた指導・助言を行い、各学校における研究・研修内容の充実を図ります。

さらに、教員の指導力向上に資するため、主体的な研究活動等を行っている研究団体を認定し、必要に応じてその活動を支援します。

○ 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進

生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けられるよう、高等学校教育における質の高い学びの実現を目指します。

そのため、生徒が課題の発見と解決に向けて、主体的・協働的に学ぶ学習方法を開発します。また、探究的な学習を通じて、物事の本質を見極めようとする力やより良い社会を形成する資質・能力を育成する効果的な学習内容、学習方法を研究・開発し、全ての高等学校へ普及します。

基本的な方針 2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育^{けん}

現状と課題

東京都が平成29年に実施した創業50年目以上の企業に対する実態調査では、技術・技能・サービスの継承や人材確保について、およそ半数の企業が「若年の技術・技能職を十分に確保できていない」ことを課題に挙げています。また、技術・技能職員の人材の質（能力）や量（人数）の状況について、約43%の企業が「質・量ともに不十分」、27%の企業が「質が不十分」と回答しました。

高等学校では、普通科と比較して、積極的に工業科を志望する生徒の割合が低く、中途退学率も高いといった課題があります。また、大学（学部）の入学者数をみると、大学全体の入学者数は増えている中、理学、工学、農学の、いわゆる「自然科学系」の学生が減少傾向にあります。特に、工学系の学部の入学者は、平成12（2000）年には11万人近くいましたが、平成28（2016）年には8万6千人まで減少しています。

また、経済や経営などの社会科学系の学部の入学者数も15年前と比べて約4万人減少するなど、減少傾向にあります。

さらに、東京都の産業の中心的存在である製造業の従事者数は減少が続き、15年前の半数近くになっています。

一方、科学分野への助成を担当する全米科学財団（National Science Foundation）が、各国の科学技術力を分析するためにまとめている報告書（2018年）によると、科学技術の研究論文数で平成26（2014）年に3位だった日本はインドなどに抜かれ、平成28（2016）年には、中国、アメリカ、インド、ドイツ、イギリスに続く6位と順位を下げました。

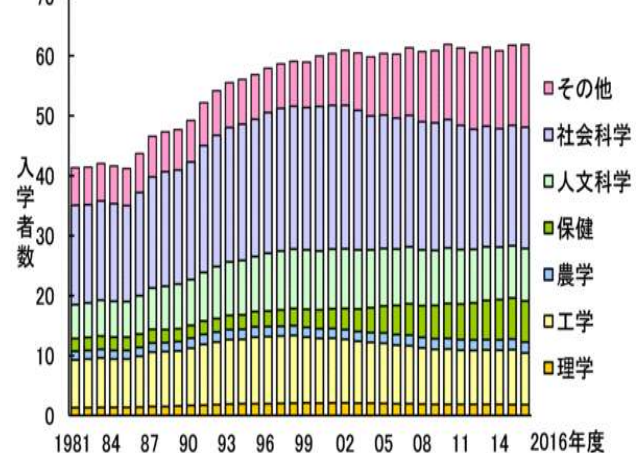
今後、これからの東京・日本の発展を支え、様々な産業を牽引できる人材を育成していくことが急務となっています。ものづくりのスキルやビジネス感覚、科学的な思考力などの専門的な知識や技能を身に付ける教育を強力に推進していく必要があります。

技術・技能・サービスの継承及び人材に関する課題（東京都）



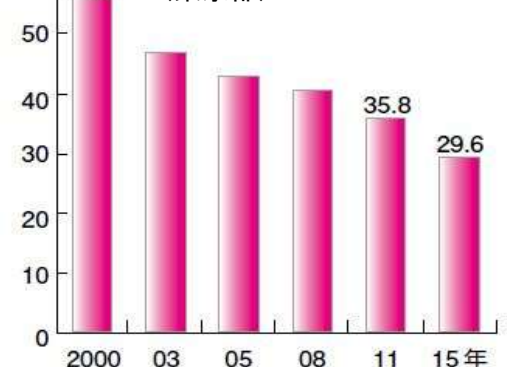
注 複数回答。創業50年目以上の製造業企業。上位7項目と「特に課題はない」の回答割合を掲載。
資料 東京都「創業50年目以上の企業に関する実態調査」を産業労働局で再編加工

大学（学部）の入学者数の推移



文部科学省「学校基本調査報告書」から作成

製造業の従事者数の推移（東京都）



東京都産業労働局「東京の産業と雇用就業」から作成

施策展開の方向性③

我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します

【施策の必要性】

人は、特定の分野で活躍することや、自分の得意なことで力を発揮することを通して、自分の個性を認識し、自己実現を図ったり、責任をもって社会と関わったりすることができるようになります。そのため、職業生活に必要な専門的知識や技術・技能の基礎・基本を身に付けることを目的とする職業教育の意義は極めて大きなものがあります。

これまで、高等学校は職業教育を通じて、技術者、事務従事者などを中心に、東京のみならず我が国の産業経済の発展を担う、多くの人材を輩出してきました。また、いわゆる座学だけではなく、実験・実習に多くの授業時間を充て、実社会で活用できる多様な力を育むとともに、豊かな感性や創造性を養う総合的な人間教育の場としての役割も果たしてきました。

近年、AIの普及などにより、我が国の産業構造は大きく変化し、それぞれの職業において必要とされる能力の多様化・高度化が進んでいます。また、安全・安心な農産物へのニーズが世界的に高まり、適切に工程管理された農業経営も不可欠となっています。

このような状況の中、産業社会の進展に対応した最新の知識や技術を身に付け、我が国の産業社会を支える人材を育成することが必要です。

【主な施策展開】

○ 都市型農業教育による東京の食を支える人材の育成

世界的に、食の安全・安心への関心が高まっており、農産物生産工程管理（GAP）^{※16}という考え方が浸透しています。農業系高等学校においては、生産工程管理に関する実践の機会を拡充し、GAPに関する認証を取得することなどを通して、食の安全に寄与する人材の育成を目指します。

○ ものづくりへの興味・関心を高める教育の推進

工業系高等学校における専門性の高い学習活動への生徒の円滑な導入を図るため、入学後の早い時期に熟練技術者による高度な技術の実演や最先端の技術を有するものづくり企業への訪問等を実施し、ものづくりへの興味・関心の向上を図ります。

また、在校生や卒業生、卒業後の就職先や進学先等に対して、工業高校のイメージや求める教育内容等に関する調査を実施し、中・長期的な工業系高等学校の在り方について検討します。

○ 東京の匠の技術を守り育てていく人材の育成

江戸開府から400年以上の歴史をもつ東京には、「宝物」とも言うべき様々な「伝統的な工芸品」や「匠の技」などがありますが、その魅力や価値が十分に都民に伝わっていない状況が見受けられることから、ものの生産から流通、消費に至るまでを総合的に学ぶ産業高等学校において、東京の「宝物」の付加価値創出やブランディング^{*17}について学ぶ機会を設定します。

○ ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進

商業系高等学校においては、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、「商業教育コンソーシアム東京^{*18}」の支援を受けながら、東京都教育委員会が独自に作成した副教材「東京のビジネス」の活用方法や、企業や地域と連携して市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」の効果的な指導方法の開発を行います。

「ビジネスアイデア」においては、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとして実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供するとともに、「ビジネスアイデア実践発表会」を実施します。

施策展開の方向性④

科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します

【施策の必要性】

これからの社会を生きていく児童・生徒には、身に付けた知識等を活用し、自ら課題を発見・解決する力や、新たな価値を創造する力が求められます。

ところが、東京都教育委員会が実施している「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（平成 30 年度）によると、「理科の授業で学習したことは、普段の生活で役立つと思いますか。」との質問に「そう思う」と回答した小学校第 5 学年の児童の割合は 46.4%、中学校第 2 学年の生徒の割合は 20.7%、「将来、理科や算数（数学）、科学技術に関係する仕事に就きたいと思いますか。」との質問には、「就きたい」と回答した児童の割合は 18.1%、生徒の割合は 10.4%であるなど、学年が進むと理科学習への意識や理科・数学等に関わる進路希望が低下する傾向にあります。

一方で、高等学校の卒業生のうち、大学の理系学科（理学、工学、農学等）に現役で進学した者の割合は、30%前後にとどまっています。

日進月歩で技術革新する現代社会において、科学技術の分野で我が国が世界をリードしていくためには、児童・生徒の理科や数学等への関心を高め、理数好きの児童・生徒の裾野を拡大するとともに、科学技術の土台となる理数教育の一層の充実を図り、将来の科学技術立国日本を支える人材として活躍できる素養を育成することが必要です。

【主な施策展開】

○ 小学校・中学校における理数教育の推進

小学生の理科・算数等に関わる資質・能力を高めるため、科学の分野において自ら設定したテーマについて深く研究した成果を展示・発表する機会を設定します。

また、中学生の理科・数学等に関わる資質・能力の伸長を図るため、科学に高い興味・関心をもつ中学生が専門家から指導を受ける機会や、理科・数学等の能力を競い合うコンテストの機会を提供します。

さらに、地域人材、保護者、学生等のボランティアを活用した理科授業の充実、大学や企業と連携した特別プログラムの実施を通じた理科好きな児童・生徒の育成、アドバイザーの派遣による教員の指導力向上など、区市町村教育委員会における理科教育施策の充実に向けた取組への支援を行います。

○ 高等学校における理数教育の充実

学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、理科と数学の知識や技能を総合的に活用した探究活動を中核とした指導方法などを研究開発し、課題を解決する力や新たな価値を創造する

基礎的な力を培います。

また、理科や数学に興味をもつ生徒の裾野を拡大するために、特色のある教育活動を実施するとともに、大学等の研究施設での高度な研究、先端施設の見学、研究者の講義を受講する機会の提供などを行います。

さらに、生徒の多様な進学ニーズに対応するため、医学部への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し支え合うチームを活用し、生命を預かる医師としての倫理観や使命感、社会的責任に対する自覚を育み、高い志をもって、将来、医師として社会に貢献できる人材の育成を目指します。

これらに加えて、理数系分野の幅広い素養と、情報活用能力やデータ活用能力といった時代を生きる人材に必須の素養を併せもち、それらを生かして新しい価値を生み出すことのできる人材の育成を目指し、「理数科」を設置します。

○ 高大連携の推進

生徒の大学進学への目的を明確にするとともに、大学進学後の自己の在り方や生き方を意識させる契機とすることを目的に、大学が数多く所在する東京都の地の利を生かし、様々な分野に特色・強みをもつ各大学との連携を進めます。

特に、首都大学東京との包括連携協定に基づき、専門家による講義や指導を受けたり、大学内の実験設備を活用して研究を体験したりすることを通して、最先端の科学や技術を学ぶなど、大学の教育力・研究力を生かした高等学校教育の充実を図ります。また、東京農工大学との連携により、世界の第一線で活躍する研究者としての素養を高等学校から大学・大学院まで継続的に育成するプログラムの開発を行います。

さらに、この他の大学との連携も積極的に推進します。

施策展開の方向性⑤

高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します

【施策の必要性】

これまで、私たちは、狩猟社会から農耕社会、工業社会を経て現代の情報社会に至るまで、生産手段と社会構造の飛躍的な変化を経て社会を発展させてきました。そして今、次の大きな変革として Society 5.0 が訪れようとしています。

Society 5.0 は、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わることを示唆するものです。この「超スマート社会」の到来に伴い創出される新たなサービスやビジネスによって、生活はより便利で快適なものになっていくことが想像できます。

このような変化の激しい時代において、高度に情報化した社会で活躍できる人材の育成が求められています。

【主な施策展開】

○ 小学校におけるプログラミング教育の推進

児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を推進できるよう、指導計画や実践事例の開発・普及を図ります。

その際、企業等と効果的な連携を促進することで、学習指導要領のねらいに即したプログラミング教育を推進します。

○ 「都立学校スマートスクール構想^{※19}」の推進

タブレット端末やスマートフォンなどの情報端末を活用し、生徒が自ら必要な情報を集めて課題を解決する、コミュニケーションを通じた学び合いを実現する、自分の学力や興味・関心に応じた問題に繰り返し取り組むなど、時間や場所を選ばない多様な学習を実現できるようにします。

また、各学校が有する生徒の状況に関する様々な情報を、AI等により分析するなどして課題やその解決策を可視化し、基礎的な学力の定着や進路実現に向けた学力の伸長といった生徒一人一人の状況に応じて最適化された学びを実現します。

さらに、テスト等の自動採点や集計・分析等により、教員の業務負担の軽減を図ります。

○ **情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代を牽引^{けん}する理数系人材の育成**

高等学校に、理科や数学等に関する学科「理数科」の設置を検討し、幅広い理数系分野の素養と、それを基盤とした高度な情報活用能力等を兼ね備えた人材を育成します。

○ **社会の変化に対応した実践力あるIT人材の育成**

東京の産業を支える人材を輩出する工業系高等学校において、IT関連企業や専門学校との連携により、即戦力となり得るIT人材を計画的に育成します。

基本的な方針 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

現状と課題

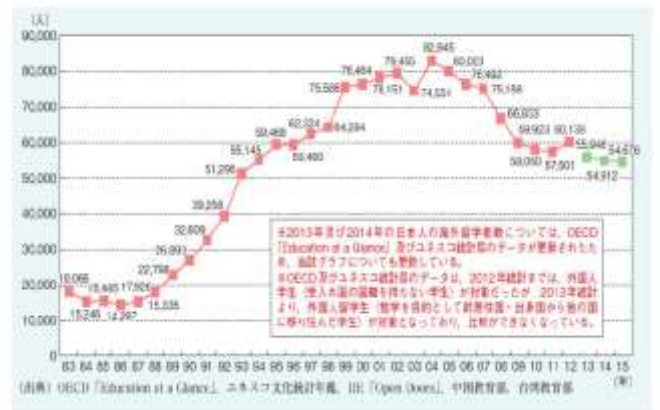
日本から海外への日本人の留学者数の推移を見ると、平成16(2004)年の82,945人をピークに減少傾向にあります。高校生については、留学をしたいと思う生徒は33.1%、そう思わない生徒は43.0%となっています。留学を希望しない理由としては「留学に興味をひかれない」が39.5%、「能力に自信がない」が32.9%などとなっています。

一方、東京には様々な民族・宗教・文化的背景等をもった外国人が約45万人暮らしているほか、日本を訪れる外国人の数も年々増加しています。東京2020大会を控え、今後、東京で暮らしたり、東京を訪れたりする外国人の数は一層増加することが予想されます。

こうした中、国は「第3期教育振興基本計画」において、英語力について、中学校卒業段階でCEFR^{※20}のA1レベル相当(英検3級等)以上、高等学校卒業段階でA2レベル相当(英検準2級等)以上を達成した中高生の割合を50%以上にする目標を掲げました。平成29年度の東京都の公立学校では、中学校第3学年で英検3級程度以上の取得率が51.6%、高等学校第3学年で英検準2級程度以上の取得率が38.3%となっており、より一層の英語力の育成が必要となります。

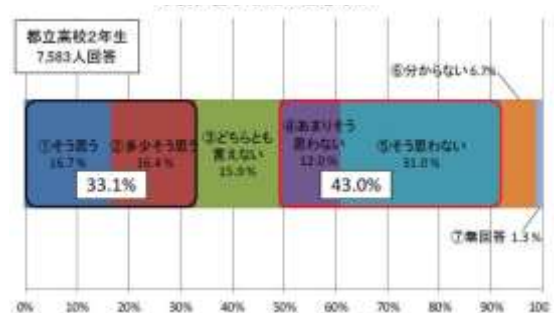
また、外国人とのコミュニケーションを充実させるためには、豊かな国際感覚の醸成とともに、日本の伝統・文化について深く学び、発信する力を養う必要があります。

日本人留學生数の推移



「日本人の海外留学者数」平成29年(文部科学省)

今後、留学したいと思うか



「留学したくない」と回答した理由(高校生)



「都立高校の現状把握に関する調査」平成29年(東京都教育委員会)

施策展開の方向性⑥

生きた英語が身に付き、 コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します

【施策の必要性】

児童・生徒が将来にわたり、グローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするためには、英語力を身に付けさせ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、自らの考えや意見を論理的に説明することができる能力等を育成することが重要です。

そのため、東京都教育委員会は、平成30年2月に、グローバル人材育成の目標の設定とその目標達成への手段を明確にした「東京グローバル人材育成計画'20(Tokyo Global STAGE'20)※²¹」を策定しました。今後は、この計画を踏まえて、グローバルに活躍する人材の育成を着実に推進していく必要があります。

【主な施策展開】

○ 小学校における英語教育の充実

これまで作成してきた英語教育に関わる指導資料等の活用を図るとともに、指導主事等の学校訪問等を通して、効果的な授業方法や教材の工夫などについて指導することで、小学校における英語教育の充実を図ります。

また、平成32(2020)年度から小学校の英語が教科となることに対応するため、英語の専科指導教員の配置など、指導体制を整備します。

さらに教員採用候補者選考において、小学校全科(英語コース)の選考を引き続き実施し、英語の4技能に優れた専門性の高い教員を確保します。

○ 中学校における英語教育の充実

中学校の外国語(英語)科において少人数・習熟度別指導を推進するとともに、生徒一人一人の発話量を確保し、実際に英語を使用する活動を充実するなど、生徒一人一人の英語力の定着と伸長を図るために、各中学校における授業改善を推進します。

また、中学校第3学年の全生徒を対象として、英語「話すこと」の評価を行うスピーキングテストを導入し、都立高等学校入学者選抜等に活用することを目指します。

さらに、中学校における英語「話すこと」の指導の更なる充実を図るほか、英語「話すこと」の技能育成を強化するための教材等を開発し、活用します。

○ 高等学校における英語教育の充実

全ての高等学校(定時制課程単独校を除く。)において、生徒にコミュニケーションツールとして生きた英語を身に付けさせるため、引き続き「JETプログラム※²²」等による外

国人指導者を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や、「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト（TEEP）^{※23}」による自発的な発話につながる映像コンテンツの活用などにより、英語を使う機会を増やします。

あわせて、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業の実施や、外部検定試験の受験に向けた支援を行うなど、生徒の英語力の向上に向けた取組を加速します。

○ 学校外における英語に触れる環境の充実

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけづくりとなる体験的で実践的な学習を行う場として、「TOKYO GLOBAL GATEWAY（TGG）^{※24}」の活用を促進するとともに、TGGにおいて開発された優れた手法を、都内公立学校へ周知・普及します。

○ 高度で創造的な探究学習の提供

英語をより高度な学びのツールとして積極的に活用し、実社会や世界と校内外でつながり、協働する、高度で体験的な学習機会を提供するため、探究学習のプロセスを学校教育に体系的に組み込むことなどを、国内外の多様な協力機関と連携して取り組みます。

施策展開の方向性⑦

我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します

【施策の必要性】

グローバルな社会の中では、世界各国の人々と交流し、コミュニケーションを図る機会が増加していくことから、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重するとともに、日本や東京の良さを積極的に発信できる力を育成していく必要があります。

そのためには、各学校において児童・生徒と外国人との様々な交流の機会を設け、日本の文化を紹介したり、外国の文化に触れたりする体験等を取り入れた教育活動を展開し、全ての児童・生徒が我が国や地域の歴史、伝統・文化等についての理解をより深めることが重要です。このことは、日本人としての自覚や、郷土を愛し誇りに思う心を育み、異なる文化との相互理解をより促進することにつながります。

【主な施策展開】

○ 国際社会に生きる人材の育成

「東京都オリンピック・パラリンピック教育^{*25}」の一層の充実を通して、我が国の伝統や文化とその価値に対する理解をより深めます。

また、東京都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用により、日本及び東京の伝統・文化、歴史等を理解させるとともに、その魅力を英語で発信できる力を育成する取組を一層推進します。

さらに、本物の伝統芸能に親しむことを通して、我が国の伝統・文化に対する理解を深め、その内容を他者に発信していく力を養うため、全ての高等学校及び中等教育学校（後期課程）において伝統芸能を鑑賞する機会の充実を図ります。

○ 優れた芸術文化に対する理解の促進

東京都の文化プログラムの活用などにより、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」の充実を図るとともに、優れた芸術・文化を鑑賞・体験する取組を促進します。

また、学校と地域の芸術文化団体との継続的な連携の構築により、東京都の文化プログラムの裾野拡大や東京 2020 大会のレガシーとなる取組を支援します。

さらに平成 34（2022）年の第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会に向け、高等学校の文化部活動を充実させ、東京の芸術文化の魅力を全国・世界へ発信します。

○ 高等学校における日本史の必修化の推進

全ての高等学校において日本史を必修にすること、及び東京都独自の日本史科目「江戸から東京へ^{*26}」の実践をより充実することにより、我が国の国土や歴史に対する理解を

深めるとともに、国際社会に生きる日本人としての自覚や他国の多様な文化を尊重し、大切にすることを育成します。

○ 特別支援学校における文化部活動の推進

音楽や美術の専門家、演劇の演出家、茶道や華道の専門家等を招へいするなどして、文化部活動の一層の振興を図ります。

また、児童・生徒の日頃の文化芸術活動の成果を発表する取組を一層充実します。

施策展開の方向性⑧

文化の多様性を尊重し、
国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します

【施策の必要性】

現在、世界中にある様々な課題を解決するために、異なる文化との共存や国際協力が不可欠であり、様々な国や地域の人々と共に未来を切り拓いていこうとする態度・能力を育成することが求められています。

そのため、いわゆる「内向き志向」を打破し、将来、世界を舞台に活躍できる次世代のリーダーを輩出するため、海外への留学支援等を推進することが必要です。

また、海外留学生の受入れを拡大する必要があります。

しかし、国際交流先になり得る海外の学校等の情報がない、学校の教員だけは交流先を探す余裕がない、英語で相手校と交渉をすることは難しいなど、様々な課題も顕在化しています。海外留学生の受入れに当たっては、各都立学校の状況に応じた受入時期や規模の設定、ホームステイの在り方についての検討や、「東京」を留学先に選んでもらうための積極的な情報発信も重要になります。

【主な施策展開】

○ 国際交流の推進

東京都教育委員会と覚書を締結した海外教育行政機関等と連携し、都立学校において姉妹校などとの交流をより拡充します。

また、日本型教育や日本文化、東京の暮らしなど、日本や東京の魅力を体感してもらうため、都立学校への留学生の受入れを、引き続き実施します。

これらに加えて、都内全ての公立学校を対象に、交流が可能な海外の学校等の一元化した情報の提供や、国際交流に関する相談対応など、それぞれの学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行い、各校の取組を促進します。

こうした仕組みや数々の取組から生まれるグローバルなネットワーク等を活用しながら、より高度で広範な国際交流を通じた教育の充実に向けた環境づくりを進めます。

○ 高校生の留学・海外大学進学への支援

高等学校の生徒を対象にして海外で通用する英語力、世界に飛び出すチャレンジ精神、使命感等を育成するための幅広い指導を行い、高校生の海外留学を促進します。

また、国際高等学校の国際バカロレア^{※27} コースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラム^{※28}による授業を展開し、国際的に認められる大学進学資格（フルディプロマ）の取得による海外大学への進学を推進します。

○ 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備

世界に通用する人材を育成する学校として、「新国際高等学校（仮称）」の開設準備を進めます。

また、語学力や豊かな国際感覚、多様な価値観を受け入れる資質を備え、国際的に活躍できる人材を育成していくため、早期から帰国児童・生徒や外国人児童・生徒とともに学ぶことができる小中高一貫教育校の設置準備を進め、国際色豊かな学習環境を整備します。

基本的な方針 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

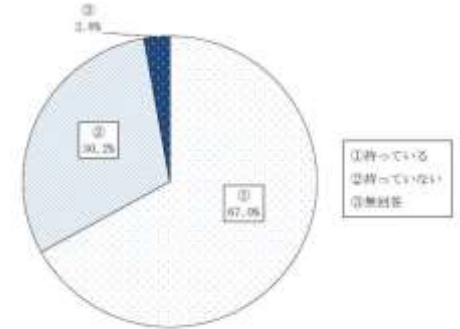
現状と課題

平成 28 年度に高等学校第 2 学年の生徒を対象に実施した意識調査によると、30%を超える高校生が「将来の夢や希望をもっていない」と回答しています。また、自分の将来の具体的な職業を初めて考えた時期についての質問には、小学校から現在に至るまで「考えたことはない」との回答が 14%となっています。さらに、仕事に対する考えについては「希望どおりの仕事ができなければ、その職場を辞めてもよい」との回答が約 24%あり、5 年前の平成 23 年度の調査よりも 8 ポイント以上も増加しています。

特別支援教育では、一部の特別支援学校に知的障害が軽い生徒を対象とした高等部就業技術科と高等部職能開発科を設置しており、就業技術科及び職能開発科の卒業生の企業就労率は 90%を超えています。また、知的障害特別支援学校全体では、キャリア教育を推進するとともに企業開拓を進めることにより、就労率が年々増加し、約 46%となりました。共生社会を実現するためには、障害のある全ての児童・生徒が、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できるよう特別支援学校における指導や支援を更に充実させることが不可欠です。

一方、都内の小学校・中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあります。また、高等学校全日制課程における中途退学率は 0.9%と平成 18 年度以降減少傾向にあるものの、定時制課程で 9.7%、全日制専門高等学校で 2.2%の生徒が中途退学しているなど、依然として看過できない状況にあります。不登校・中途退学には、進路選択上の不利益や社会的な自立への課題もあるため、不登校の児童・生徒や中途退学者等を関係機関が連携し、社会全体で支援するとともに、再チャレンジに向けた教育環境を充実させることが必要です。

あなたは将来について夢や希望をもっていますか？



「都立高校の現状把握に関する調査」平成 29 年（東京都教育委員会）



東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画から抜粋

小学校・中学校不登校の児童・生徒数及び出現率（東京都）



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）から作成

施策展開の方向性⑨

自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します

【施策の必要性】

産業・就業構造が大きく変化している中で、様々な課題に柔軟かつ適切に対応し、社会人、職業人として自立していくための教育の推進が求められています。

小学校においては、発達段階に応じて、人、社会、自然、文化と関わる体験活動を設定し、他者と積極的にコミュニケーションする能力や態度を身に付け、将来の仕事に対する関心・意欲を高めるとともに、将来の夢や希望など自己実現に向けて努力する意欲等を養う必要があります。

中学校においては、職場体験等を含む体系的なキャリア教育を推進することにより、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等について考えるとともに、目標を立てて計画的に物事に取り組む態度を育成する必要があります。

高等学校においては、雇用、労働問題、社会保障制度や金融・経済、消費生活などに関する基礎的知識、また、成年年齢の引下げに伴い、主権者や消費者としての役割や責任など、実社会において生活するための基礎を確実に身に付けていくことも重要です。

とりわけ、専門高等学校では、卒業後すぐに就職する生徒が多いことから、社会の変化に対応できる人材を育成しなければなりません。このことから、生徒の能力伸長と進路実現を図るため、教育内容等を見直し、魅力ある専門高等学校づくりを進めていく必要があります。

【主な施策展開】

○ キャリア教育の推進

キャリア教育については、外部人材・関係機関と連携し、系統的な教育を推進します。

中学校では、生徒に望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するため、職場体験活動等の取組を実施します。

高等学校では、起業・創業に関する学習プログラムの開発や体験講座を実施し、生徒が起業・創業の考え方に触れる機会を提供します。

また、社会の変化に対応できる人材、そして社会の要請に応える人材の育成を推進し、生徒の自立に必要な力の伸長と進路実現を図るため、「家庭・福祉高等学校（仮称）」の開設等に向けた準備を進めるなど、魅力ある専門学科の高等学校づくりを推進します。

特に、商業系高等学校では、ビジネスに関わる創造的な能力と実践的な態度を身に付けることを目的に改編した「ビジネス科」を中心にビジネスを考え、動かし、変えていくことができる生徒を育成していくことで、生徒が希望する進路選択を実現します。

○ 主権者として社会に参画する能力の育成

生徒に社会の一員としての自覚を促し、良識ある公民として必要な能力と態度を育成します。

また、生徒が社会の諸課題を多面的・多角的に考察できるようにするため、全ての都立学校の図書館等に複数の新聞や関連書籍等を配置するなど教育環境を整えるとともに、議会制度や選挙制度等、民主主義の意義と仕組みなどを指導し、模擬選挙等の体験学習を用いるなどして、主権者教育を推進します。

さらに、消費者教育を充実させ、消費者の権利と責任を踏まえた自立した消費行動をとることができる社会の形成者として必要な資質・能力を育成します。

○ 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施

人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、より良い生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。

○ 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保

高校生が教職の役割と仕事のやりがい、教育の社会的意義などについて早期に学び、意欲的に教職を進路選択の一つにできるよう、東京学芸大学と連携したキャリア教育を推進します。

○ 知的障害特別支援学校における職業教育の充実

知的障害特別支援学校高等部に就業技術科と職能開発科を設置して、知的障害のある生徒の企業就労を促進するとともに、就業技術科、職能開発科及び普通科による重層的な職業教育が展開できるよう、それぞれのノウハウを共有し、教育内容・方法の充実を図ります。

施策展開の方向性⑩

障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、
自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します

【施策の必要性】

これまで、障害のある児童・生徒等の自立と社会参加に向けて、特別支援学校における教育環境の整備・充実に取り組むとともに、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援体制を整備するなど、特別支援教育を着実に進展させてきました。今後も引き続き、公立学校に在籍する障害のある全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、教育的支援の更なる充実を図る必要があります。

また、障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒と等しく充実した教育を受けられるよう、就学先を決める際には、障害の状態や本人の教育的ニーズを踏まえつつ、保護者の意向を尊重するとともに、個々の教育的ニーズに最も的確に応える多様で柔軟な仕組みを備えた教育環境の整備が求められています。このため、インクルーシブ教育システムについて調査・研究を行い、より良い教育環境の整備に必要な支援策を検討する必要があります。

さらに、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケア^{※29}を必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備することが必要です。

こうした諸課題を解決するため、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）^{※30}」等に基づき、特別支援教育の更なる充実を図っていきます。

【主な施策展開】

○ 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進

障害のある児童・生徒等の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成するため、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づいた取組を引き続き推進し、特別支援教育を推進する体制の整備・充実に取り組めます。

小学校・中学校では、特別な支援を要する発達障害のある児童・生徒への教育の充実を図るため、東京都教育委員会は平成28年度から順次、特別支援教室^{※31}を導入しており、平成30年度からは、中学校での導入を進めています。特別支援教室を導入した学校に対し「東京都公立学校特別支援教室専門員^{※32}」を配置するほか、臨床発達心理士等の専門家による巡回を実施し、指導・支援の充実を図ります。

また、高等学校では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、通常の授業の一部を個別に指導する効果的な方法等について普及・啓発するなど、発達障害

教育を推進します（再掲）。

特別支援学校では、非常勤看護師を必要に応じて配置することで、医療的ケアを実施できる体制を整備し、児童・生徒等の安全な教育環境を確保します。さらに、医療的ケアを要するため、これまでスクールバスに乗車できなかった児童・生徒を対象に、非常勤看護師が同乗する専用の通学車両を運行するなど、医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援を充実し、学習機会の拡充を図ります。

＜「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」における主な取組＞

- ◇ 特別支援学校における特別支援教育の充実
 - ・ 職能開発科の設置
 - ・ 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置
 - ・ 病弱教育部門の再編等による病院内教育の充実
 - ・ 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）
 - ・ 医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒への支援の充実
 - ・ 副籍制度の充実による交流活動の推進
- ◇ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実
 - ・ 小学校、中学校の知的障害特別支援学級から特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究
 - ・ 都立高校等における発達障害教育の推進
 - ・ 通常の学級における指導等の充実
- ◇ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進
 - ・ 幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進
 - ・ 障害者スポーツを通じた教育活動等の推進
 - ・ 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進
- ◇ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実
 - ・ 特別支援教育に携わる教員の専門性向上
 - ・ 区市町村の特別支援教育に対する支援の充実
 - ・ 就学相談の機能充実

○ 医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供

胃ろうからミキサー食による給食注入を実施するための条件整理や様々な安全対策について、モデル事業などに取り組み、検証を行います。

また、人工呼吸器の管理を適切に実施するための校内体制や実施方法等について、モデル事業を実施し、検討を行います。

○ インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施

インクルーシブ教育システムについて、海外事例とその背後にある教育制度や国内の状況等を調査・研究するとともに、公立学校におけるより良い教育環境の整備に必要な支援策を、ソフト・ハードの両面から検討します（再掲）。

施策展開の方向性⑪

社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します

【施策の必要性】

全ての児童・生徒が、家庭の状況等にかかわらず豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、必要な経済的支援を行うとともに、学校と家庭、専門機関等とが連携し、個々の児童・生徒の状況に応じた取組がなされることが極めて重要です。

また、家庭、地域・社会など子供を取り巻く環境も大きく変容しており、小学校・中学校における不登校児童・生徒数は近年、増加傾向にあります。

さらに、グローバル化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒等に対する日本語指導を充実させるとともに、就学に関する情報等を提供することは、国際都市東京として果たすべき重要な役割です。高等学校においては、外国人生徒等に対して、入学者選抜や入学後の学校生活に支障が生じないよう教育環境を整備する必要があります。

【主な施策展開】

○ 給付型奨学金による支援

家庭の経済状況にかかわらず、都立学校の生徒が主体的に学校生活に取り組み、自らの未来を切り拓いていく力を伸長できるよう、学校行事や模擬試験、資格・検定試験等をはじめとした学校における教育活動に参加するために必要な経費を、現物給付による奨学金の形で支給します。

○ 学校と家庭との連携を図る取組の充実

児童・生徒の基本的な生活習慣、自立心、他人への思いやりなどの豊かな心、善悪の判断などの倫理観、社会的なマナー等の社会生活を送る上で基盤となる力を育むため、学校と家庭とが教育について理解を深め合いながら、連携した取組を進めます。

また、児童・生徒が抱える様々な課題への対応や、保護者の子育てに対する不安や悩みの相談に応じる「家庭と子供の支援員^{※33}」を配置します。

○ 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー^{※34}等からなる「自立支援チーム^{※35}」を都立学校に派遣し、就労や再就学に向けた支援を行います。

また、より専門性の高いユースソーシャルワーカー（主任）を配置するなど、特に困難な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実・強化を図ります。

さらに、それらの生徒に対し、学習支援や居場所、交流機能の提供等を通じた、きめ細かな支援を行います。

○ 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援

不登校対策の取組を支援するモデル事業を通して得られた成果を、都内全ての地区に普及します。

また、全ての小学校・中学校において、教員が不登校児童・生徒に対して組織的な対応ができるよう、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を活用し、適切なアセスメント手法や効果的な支援の内容・方法などを普及します。

さらに、学校に通いたい但在籍校には戻れない不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、新たに不登校特例校^{※36}の設置を計画している区市町村教育委員会に対し、制度に関する情報提供や文部科学省への指定申請手続きを支援するほか、学習環境の整備に向けた支援を実施します。

○ チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実

小学校・中学校時代に不登校経験がある生徒や、長期欠席等が原因で高等学校を中途退学した生徒が、自分の目標を見付け、挑戦するための学校である「チャレンジスクール」の適正な規模と配置に向けた整備を進めます。

また、生徒の個々の状況に合わせ、柔軟に授業が選択できる昼夜間定時制高等学校において、社会的に自立できる力の育成を図ります。

○ 通信制高等学校におけるサポート体制の充実（再掲）

通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、ICTを活用した学習環境を整備します。

また、スクーリングがない日にも人とつながることができる居場所を設けるなど、進路相談や生活相談、生徒同士の交流等の機会を提供します。

これらの取組を通じ、通信制高等学校の生徒の学習意欲を喚起するとともに、社会的・職業的に自立できる力を身に付けられるよう支援します。

○ フリースクール等の民間施設・団体等との連携の推進

学校や家庭が民間施設・団体等との連携を一層円滑に行うために必要な留意点等を記載した資料を作成し、普及します。

また、不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、協議会などを通して、学校関係者と、関係する民間施設・団体等との連携を推進します。

○ 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）

放課後の子供たちの安全で安心な居場所の充実、元気高齢者の社会参加の促進及び統括コーディネーターの配置拡大の三つの事業を横断的に「Tokyo スクール・コミュニティ・プロジェクト」として展開することで、持続可能な地域づくりの拠点としての学校の機能を高めるとともに、地域の高齢者など多様な地域人材を積極的に活用した放課後や休日の魅力的で多彩な学びを児童・生徒に提供します。

また、地域コーディネーター等を対象とした研修を実施するとともに、先進的な活動事例の収集と情報提供を行うなどして区市町村教育委員会を支援します。

さらに、中学生等の学習習慣の確立や学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」などの取組を支援し、児童・生徒への学習の機会を充実します。さらに、中学生を対象に進学を目的とする放課後等の学習を支援します。

高等学校においては、義務教育段階の学力の定着が十分ではない生徒に対し、外部人材等を活用した放課後等の学習を支援します。

○ 病院内教育におけるICT機器の活用

「都立特別支援学校病弱教育支援員^{※37}」を児童・生徒が入院する病院へ派遣するとともに、必要なICT機器を配備します。

また、分教室との中継による教科指導、学校行事への参加、映像教材や通信機能等を活用した交流活動など、引き続きICT機器活用による児童・生徒の学習支援を充実します。

○ 在宅訪問教育における分身ロボットの活用

特別支援学校への通学が困難な児童・生徒が、自宅にしながら、分身ロボットを通じて教室での授業や学校行事等に参加できる環境を試行的に整備し、活用場面や端末の操作性等について検証を行うなど、分身ロボットを活用した遠隔教育の実用化に向けた検討を行います。

○ 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備

日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向等を踏まえ、就学機会の確保を図るとともに、入学後は早期に日本語を習得し、円滑な学校生活を送ることができるよう、日本語指導の充実を図ります。

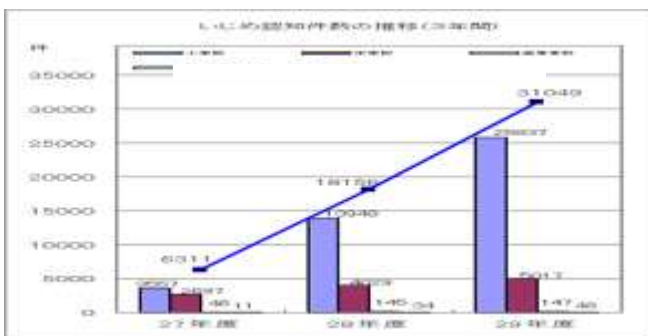
基本的な方針 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

現状と課題

自分のことを大切だと思えないと、他の人の存在も大切だと思えず、思いやりの気持ちがもてないことがあります。平成 28 年度に実施した東京都教育委員会の調査によると、自分のことを大切な存在だと感じている児童・生徒は、小学校で 38.7%、中学校で 21.5%となっています。

また、同調査によると、多くの児童・生徒は、規則やきまりを守ることの大切さは意識しているようですが、実際に守っている割合は小学校・中学校ともに低くなっています。今後は、規範意識をより高め、行動につなげていくことが重要です。

いじめ認知件数の推移



「児童・生徒の問題行動等の実態について」(東京都教育委員会)から作成

都内公立学校における平成 29 年度のいじめの認知件数は、前年度と比べ、全ての校種で増加しています。平成 27 年度から 29 年度までの認知件数の推移は、平成 27 年度までは減少傾向にありましたが、平成 28 年度は急激に増加している状況です。これは教職員がいじめの定義を正しく理解し、軽微ないじめも見逃さないようになったことによるものと考えられます。

東京都教育委員会の調査によると、いじめ発見のきっかけについては、小学校・中学校・高等学校では「アンケートなど学校の取組」、特別支援学校では「学級担任が発見」が最も多くなっています。引き続き、学校教育相談体制の充実や外部相談窓口の周知の工夫などを通して、本人や他の児童・生徒が相談しやすい環境づくりを推進するとともに、いじめを見て見ぬふりをせず、児童・生徒同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるよう指導することが重要です。

さらに、平成 29 年度の調査では、インターネット等を利用して、友達とけんかになったり自分の悪口を書かれたりするなどのトラブルや嫌な思いを経験した児童・生徒の割合は、前年度と比べて小学校・中学校・高等学校で増加しました。今後は、SNS^{※38}による相談体制の充実などにより、いじめを防止する取組を一層推進する必要があります。

「そう思う」と回答した割合

	自分のことは大切な存在だと感じていますか。
小学校	38.7%
中学校	21.5%

「そう思う」「守っている」と回答した割合

	学校の規則やきまりを守ることが大切だと思いますか。	学校の規則やきまりを守っていますか。
小学校	76.4%	40.8%
中学校	62.3%	53.7%

平成 28 年度児童・生徒の学力向上を図るための調査報告書から作成

インターネット利用時のトラブルや嫌な思い

学校種	年度	(n)	トラブルや嫌な思い割合 (%)		
			①ある	②ない	無回答
全 体	H28	18,855	6.5	91.4	2.1
	H29	19,817	7.5	88.2	4.3
小学校	H28	10,430	5.6	91.5	2.9
	H29	11,433	6.2	88.4	5.4
中学校	H28	5,059	7.6	91.5	0.9
	H29	5,204	8.4	89.2	2.4
高等学校	H28	3,122	7.7	91.2	1.2
	H29	3,058	10.7	85.8	3.5
特別支援学校	H28	244	9.0	87.3	3.7
	H29	122	7.4	91.0	1.6

「児童・生徒インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」平成 30 年 3 月 (東京都教育委員会)

施策展開の方向性^⑫

人権尊重の理念を定着させ、
あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します

【施策の必要性】

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の児童・生徒に人権尊重の精神を涵養^{かん}することが不可欠です。

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」や「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を確実に推進することが必要です。

【主な施策展開】

○ 人権教育の推進

都内の全公立学校において、人権教育の一層の充実を図るため、区市町村教育委員会と連携し、人権教育研究推進事業、人権尊重教育推進校^{※39}事業及び人権教育普及啓発事業等を展開します。

また、都・区市町村における社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等を対象に、人権学習の普及啓発事業、指導研修事業及び促進事業を実施します。

施策展開の方向性⑬

生命を大切にする心や他人を思いやる心、
規範意識等を育む教育を充実します

【施策の必要性】

我が国には、これまで受け継がれてきた、礼節を重んじ、他者を思いやり、互いに助け合って生活する国民性があり、日本を訪れた外国人からも高く評価されています。その背景の一つには、学校の道德教育などにより、規範意識や豊かな心を児童・生徒に育ててきたことが考えられます。

今後とも、自他の生命の尊重、規律ある生活など、将来、社会において生きていく上で求められる道徳的価値や人間としての在り方生き方に関する意識を深めるために、「特別の教科 道德」はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等それぞれの特質に応じた道德教育の一層の充実が求められています。その際、主体性をもって、様々な人々と議論したり、協働して解決策を見出したりするアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れていくことが効果的です。

また、児童・生徒に社会貢献への意識などを育むためには、特別活動等において家庭や地域・社会と連携したボランティア活動を積極的に取り入れ、生命を大切にする心や他人を思いやる心などを育むことが重要です。

【主な施策展開】

○ 小学校・中学校における「考え議論する道德」の推進

拠点校及びモデル校等で研究・開発した道德の授業に関する優れた実践を、都内の全小学校・中学校で共有することにより、道德教育の一層の充実を図ります。

また、組織的な指導体制の構築や学校、家庭、地域の連携を推進するため、「道德授業地区公開講座^{※40}」の改善・充実を図るとともに、教員を対象とした協議会を実施します。

○ 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲）

人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、より良い生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。

○ 特別支援学校における社会貢献活動の推進

特別支援学校において、児童・生徒が地域の一員として、生涯にわたり自己有用感もちながら生き生きと生活していくことを目指し、地域の高齢者施設等において社会貢献活動を行うとともに、地域の人々と喜びを分かち合える活動の機会を設定します。

また、これまで実施してきたモデル事業の成果を踏まえて、高等部において障害が軽度の生徒に加えて、障害が重度の生徒が社会貢献活動に参加できるようにするとともに、地域の学校の児童・生徒と協働した教育活動の充実を図ります。

○ 動物飼育や環境保全に向けた取組の推進

生命に対する畏敬の念を育んだり、自然を大切にし、環境の保全に主体的に取り組もうとする態度を養ったりするため、小学校において動物の飼育に関する体験的な活動や環境保全に向けた取組等を推進します。

施策展開の方向性⑭

いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します

【施策の必要性】

いじめ防止等の対策を一層推進するため、「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定され、「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定しました。これらにより、全ての公立学校において、「学校いじめ対策委員会」の設置や「学校いじめ防止基本方針」の策定等を通して、学校全体による組織的な対応を推進してきました。

今後は、児童・生徒同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするための取組を充実させるとともに、スクールカウンセラー^{※41} やスクールソーシャルワーカー^{※42} 等との連携や、「学校サポートチーム^{※43}」の有効活用などにより、児童・生徒に対する支援体制の強化を図ることが必要です。

また、平成 28 年 4 月の「自殺対策基本法」の一部改正を踏まえ、学校では、自他の生命を尊重する教育を重視するとともに、信頼できる大人に助けを求めることの大切さ等について、計画的に指導する必要があります。

【主な施策展開】

○ 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次】」の着実な推進

各学校において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の対策や、児童・生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら組織的に行います。

また、教員研修の充実を図ることなどにより、平成 29 年 2 月に策定した「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次】」に示されている具体的な取組を確実に推進するとともに、その取組に関わる効果の検証や事業評価を行います。

○ SOS の出し方に関する教育の推進

児童・生徒が自らの命を絶つことがないようにするため、学校は、家庭と協力して児童・生徒の悩みや不安を適切に把握し、関係機関等と連携してその解消に向けた支援を行います。

また、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOS の出し方に関する教育）を各学校で実施するなどして、自殺対策を推進します。

○ 教育相談の一層の充実

児童・生徒にとって相談しやすい環境を整備するため、各学校において、学級担任等による面接やアンケートを定期的実施するとともに、スクールカウンセラーを有効に活用するなどして、教育相談機能の強化を図ります。

また、学校外の相談窓口として、東京都教育相談センターにおいて24時間電話で受け付けている「東京都いじめ相談ホットライン」や、SNSによる相談機能を充実させ、複層的な教育相談体制を構築します。

○ 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化

いじめ、暴力行為等の問題行動の解決と児童・生徒の健全な育成に向けて、学校、家庭、地域、警察、児童相談所等の関係機関等が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにするため、各学校に設置されている「学校サポートチーム」を有効に機能させ、活用を促進します。

また、スクールソーシャルワーカーやユースソーシャルワーカー等の外部人材の活用を促進します。

○ 情報モラル教育の着実な推進

都内全ての公立学校の児童・生徒が、インターネット等の利用により、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、長時間利用による学習や生活への悪影響を防ぐため、東京都教育委員会が策定するSNS利用上の基本的なルールに基づき、補助教材の活用を促進するとともに、児童・生徒と保護者が共に情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達段階に応じた指導を更に推進します。

また、有害情報から児童・生徒を守るため、都内の全公立学校を対象にネット監視を行うとともに、児童・生徒のインターネット等の利用状況調査を行い、必要な手立てを講じます。

基本的な方針 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

現状と課題

児童・生徒の体力は、昭和60年頃と比較すると、低い水準となっています。全国的な体力の低下傾向は、児童・生徒の日常の生活における活力にも影響を及ぼすことが懸念されます。

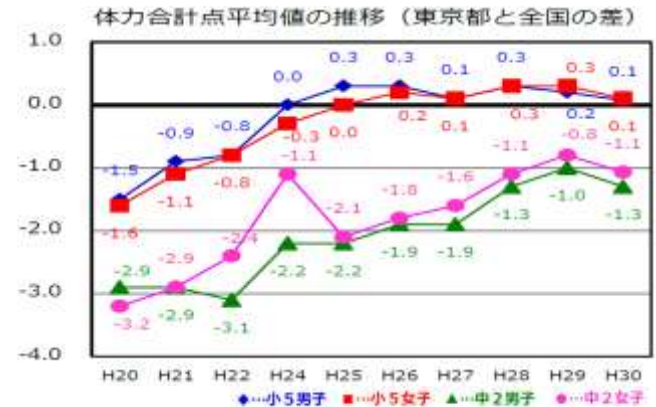
このような中、東京都においては全国体力テストの体力合計点の平均値（東京都と全国の差）が上昇傾向にあり、小学生は全国平均を上回るまで回復しました。一方、中学生の体力は改善傾向にあるものの、依然として体力合計点の平均値は低い水準にとどまっています。

体育の授業以外で運動をしない児童・生徒の割合は、小学校6年生男子

で約5%、中学校3年生男子で約10%、高校3年生男子で約28%と学年が進行するにつれて増加し、女子はその傾向が更に強い状況にあります。運動に対し、「不得意」、「やや不得意」と回答するなど運動やスポーツに苦手意識をもつ児童・生徒も、中学生では男子の約28%、女子の約43%、高校生では男子の約37%、女子の約51%と、学年が進行するに従い増加する傾向にあります。また、高校生の運動部活動の加入率は約48%であり、中学校における運動部活動の加入率約58%に比べて低くなっています。

運動に親しむ元気な児童・生徒を育成するため、全ての児童・生徒の運動への興味・関心を高め、運動への苦手意識をなくし、基礎的な体力の向上を図ることが重要です。

体力・運動能力調査における体力合計点平均値の推移



「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」（文部科学省）から作成

運動やスポーツをすることは得意ですか



「東京都体力・運動能力、運動習慣等調査結果」平成30年（東京都教育委員会）

また、感染症の発生や食物アレルギー疾患の児童・生徒数の増加、集団への不適応、うつ状態など、児童・生徒が抱える心身の健康課題も多様化しています。

児童・生徒に対し健康相談・保健指導などを行うことにより、健康の保持・増進、自他の生命を守ることなどについて、自ら考え行動できる力を育成することが重要です。

施策展開の方向性⑮

生涯を通じて、
たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します

【施策の必要性】

現在、日常生活における身体活動が減少していることを考えると、一人一人が主体的に運動に取り組むことの必要性は、これまで以上に高まっています。生涯にわたって運動に親しむためには、乳幼児期から青年期に至るまでの間に、基本的な生活習慣を身に付けるとともに、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を身に付けていくことが重要です。

そこで、東京都教育委員会は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、現在の東京都の児童・生徒の体力・運動能力を、小学生は都道府県別の上位に、中学生・高校生は全国平均程度まで向上させることを目標としています。

また、児童・生徒が様々な運動への関心を高め、体験することは、フェアプレーやチームワークの精神、相手を思いやる心を育むとともに、体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養うことにつながるなど、大きな意義があります。

さらに、運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、技能の向上や自己の記録に挑戦する中で、運動の楽しさや喜びを分かち合う活動であることから、体力の向上ばかりでなく、心身のバランスのとれた成長を図る上でも効果的な活動です。

【主な施策展開】

○ 「アクティブプラン to 2020^{※44}」の推進

東京 2020 大会の開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するため、「アクティブプラン to 2020」（総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画））に基づき、全校で体力向上に係る目標や、具体的な取組内容を定めた計画を作成して、基礎体力の向上を図るとともに、児童・生徒の体力の現状を踏まえて体力向上推進計画を策定し、様々な運動能力を向上させる効果的な指導方法を研究開発します。

また、高等学校においては、運動が苦手な生徒や運動嫌いな生徒の体力向上に向けた具体的な取組を実践するとともに、成果を全高等学校に発信して高校生の体力の底上げを図ります。

さらに、基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組を通して、東京都全体の健康教育を推進します。

○ 運動部活動の振興

運動部活動において、「部活動指導員^{※45}」等の外部の指導者を活用するとともに、顧問教員の指導力向上に努めます。また、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の実現を図り、指導者の減少や学校における「働き方改革」、多様化するニーズ等の課題に対応します。

さらに、東京 2020 大会を契機とし、高等学校におけるスポーツの全国大会や関東大会への出場を目指す運動部の競技力向上を図るとともに、生徒自らの健康・体力づくりを主目的とする部活動も奨励し、日常的に運動を行う生徒の裾野を広げます。

○ 特別支援学校における取組の充実

児童・生徒一人一人の発達段階を踏まえるとともに、障害の状況や体力の実態等に応じ、体力向上の取組を推進します。

また、障害者スポーツを取り入れた体育的活動を充実し、障害のある児童・生徒一人一人が生涯にわたってスポーツに親しむための基礎を育成します。

さらに、運動部活動の効果的な取組などにより、障害者スポーツを通じた交流活動を活性化するとともに、全国大会で活躍できる選手を育成します。

施策展開の方向性⑬

健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します

【施策の必要性】

児童・生徒の心身の調和のとれた発育・発達を図り、健やかな体をつくることは、「知」「徳」「体」のバランスの取れた人間を育成する上での基盤となります。体力向上に向けた取組を行うことに加え、児童・生徒が自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うことが必要です。

また、家庭に対し、乳幼児期からの健康教育の重要性を普及・啓発することにより、「早起き、早寝、朝ごはん」など基本的な生活習慣を児童・生徒が身に付けることは、健やかな体をつくる上で重要です。

【主な施策展開】

○ 健康教育の推進

国の「がん対策基本法^{※46}」や「がん対策推進基本計画（第3期）^{※47}」を踏まえ、平成34（2022）年度までに都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師の活用等により、がん教育を推進します。

また、保護者や地域と連携して性教育が実践されるよう、性教育についての考え方や実践事例等を掲載した手引きを配布するとともに、産婦人科医などの専門家と連携し、性に関する適切な指導を推進していきます。

○ アレルギー疾患対策の推進

学校における児童・生徒等のアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、専門医等を講師とした教職員研修を実施するなど、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づいた学校の組織的な体制づくりを支援することにより、事故予防の取組と事故発生時の適切な緊急対応の徹底を図ります。

○ 食育の推進

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、「生きた教材」として、学校給食を活用した食育を推進します。

また、栄養教諭^{※48}の配置や食育推進チームの設置、食育リーダーの選任など、中核となる教員を中心とした校内指導体制の整備を行います。

さらに、栄養教諭の活用を図り、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行う食育の更なる推進を図ります。

施策展開の方向性⑰

危険を予測し回避する能力や、
社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します

【施策の必要性】

近年の自然災害の発生状況や交通事故、犯罪等の社会的な情勢は年々変化しています。特に、台風による大雨や強風、地震、豪雪などは国民の生活に甚大な被害を与えています。

こうした現状を踏まえ、各学校では、教科等で実践される安全教育の充実を図ることにより、日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自己や身近な他者の安全に配慮した行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにするなど、基礎的な資質・能力を全ての児童・生徒に育成していくことが不可欠です。

さらに、生涯を通じて安全な生活を送ろうとする態度とともに、児童・生徒は守られるべき対象であることにとどまらず、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献しようとする態度を養うことが重要です。

【主な施策展開】

○ 安全教育の推進

安全教育の三つの領域（生活安全・交通安全・災害安全）においては、児童・生徒の発達の段階に応じた必ず指導する基本的事項などを全教員へ確実に周知し、指導の充実を図ります。

また、学校での先進的で優れた実践や効果的な取組を都内全ての公立学校に広め、安全教育の一層の充実を図ります。

○ 防災教育の推進

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災教育教材の活用を更に促進するとともに、児童・生徒が保護者とともに防災体験を行う機会や、家族で話し合っ考えた防災行動の大切さを標語等で表現する機会を設定するなど、学校、家庭、地域・社会が一体となった防災教育の一層の充実を図ります。

また、高等学校において、地域や関係機関と連携した「宿泊防災訓練^{※49}」等を通じて、災害時に自分の身を守り、地域での救援活動等に主体的に貢献できる人材を育成します。

さらに、高等学校の生徒及び教員が被災地等を訪問し、復興支援に関わるボランティア活動や、被災地の人々との交流活動等を通して、防災への高い使命感と奉仕の精神を併せもった防災リーダーを育成します。

○ 特別支援学校における安全教育の推進

特別支援学校において、首都直下地震などの大規模な自然災害が発生した際の長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活を確保するため、引き続き、地域と連携した実践的な「宿泊防災訓練」を実施します。

また、GPS機能を用いた位置検索システム機器等を活用し、一人通学の児童・生徒の安全確保体制を、学校と保護者が連携して構築します。

基本的な方針 7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

現状と課題

東京 2020 大会は、開催都市東京で学ぶ児童・生徒にとって人生にまたとない貴重な機会となります。また、多くの外国人が東京都を訪問することから、コミュニケーションを深める絶好の機会ともなります。

平成 28 年度に東京都教育委員会が実施した調査では、小学校では約 50%の児童が、中学校では約 30%の生徒が「自分の国のよいところを外国の人に伝えたい」と回答しました。

一方、高校生を対象に実施した調査では、「東京 2020 大会に向けて経験したいこと」として、13.8%の生徒が「世界各国の人々とのコミュニケーション」と、5.6%の生徒が「外国人に対する日本の文化、技術力、地域の魅力等の発信」と回答しました。

今後は、東京 2020 大会を契機として、東京都の児童・生徒には、国際交流活動や英語力を身に付ける学習を通して、コミュニケーションをしたい、日本の良さを伝えたいという意欲や態度をより一層育てていくことが重要です。

また、東京 2020 大会は、実際にボランティアなどの活動に携わる絶好の機会にもなります。

高校生を対象にした同調査では、「東京 2020 大会に向けて経験したいこと」として、「スポーツ大会等におけるボランティア活動」との回答が 22.6%で、全項目の中で最も多くなっています。一方、「高齢者介護施設や障害者施設の訪問」との回答は 1.5%、「障害者スポーツの観戦や体験、障害者アートの鑑賞」との回答は 1.3%で、全項目の中で最も少なくなっています。

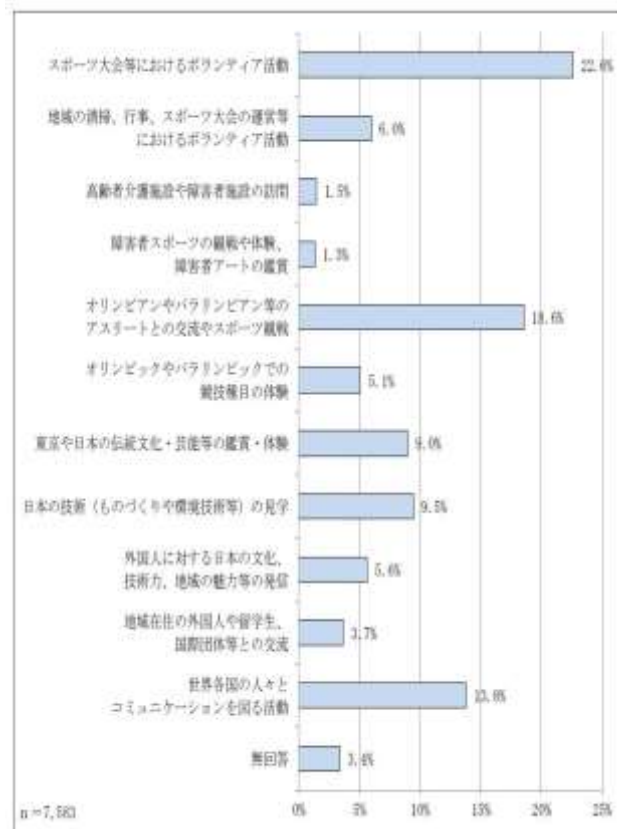
オリンピック・パラリンピックの精神を育むためには、外国人との交流やボランティアなどの経験、共生社会の実現に向けた障害者等との交流を、一人一人の児童・生徒にできるだけ多く経験させる取組が重要です。

自分の国のよいところを外国の人に伝えたいと思いますか。

	「そう思う」と回答した児童・生徒の割合
小学校	48.2%
中学校	30.2%

平成 28 年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査報告書」から作成

東京 2020 大会に向けて経験したいことは何ですか。



「都立高校生意識調査（平成 29 年 3 月）」から抜粋

施策展開の方向性⑱

東京 2020 大会、さらにその先の社会で活躍するために 必要な力を身に付ける教育を推進します

【施策の必要性】

これまで、オリンピック・パラリンピック競技大会は、開催した都市と国に大きな社会変革をもたらし、世界中の人たちに勇気と感動を与えてきました。

オリンピック憲章では、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることが目的であると示されています。

また、オリンピズムは、肉体と意志と精神の全ての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学であり、スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものであるとしています。

これらの内容は、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどを定める「教育基本法」の「教育の目標」や学習指導要領の趣旨にも相通ずるものです。

このため、開催都市である東京都では、東京 2020 大会を児童・生徒の人生にとってまたとない重要な機会と捉え、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」を都内全ての公立学校で展開し、児童・生徒の良いところを更に伸ばすとともに、弱みを克服するための取組を確実に推進しています。

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施指針では、

- ① 自己を肯定し、自らの目標をもって自らのベストを目指す意欲と態度を備えた人間
- ② スポーツに親しみ、「知」、「徳」、「体」の調和のとれた人間
- ③ 日本人としての自覚と誇りをもち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた人間
- ④ 多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間

を育成していくことを目指しています。

今後は、東京 2020 大会の経験を通じ、その後の人生の糧となるような掛け替えのないレガシーを児童・生徒一人一人に残す取組とすることが重要です。

そのため、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」においては、「子供たち一人一人の心と体に残る、掛け替えのないレガシーの定着」、「学校における継続的な教育活動」、「家庭や地域を巻き込んだ取組による、共生・共助社会の形成」を推進していく必要があります。

【主な施策展開】

○ 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進

児童・生徒一人一人に人生の糧となるようなレガシーを形成するため、「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」（平成 28 年 1 月策定）に基づき、各学校において、

通常の教育活動に関連付け、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」を学校全体で組織的・計画的に展開します。

本教育では、共生社会を形成するために必要な五つの資質（ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚）を重点的に育成するために、「東京ユースボランティア^{※50}」、「スマイルプロジェクト^{※51}」、「夢・未来プロジェクト^{※52}」、「世界ともだちプロジェクト^{※53}」の四つのプロジェクトを推進します。

また、本教育の成果が、東京 2020 大会以降も持続するための仕組みづくりとして、「東京ユースボランティア・バンク^{※54}」の充実、パラスポーツ指導者講習会の継続実施、大使館等との連携の拡大などを推進します。

○ ボランティアマインドの醸成

地域清掃、地域行事やスポーツ大会、地域防災、障害者・高齢者施設等でのボランティアなど、これまで各学校が取り組んできた社会奉仕の精神を養う取組を充実させた「東京ユースボランティア」事業を推進し、児童・生徒にボランティアマインドを育むとともに、自尊感情を高めます。

また、中学生や高校生が自ら積極的に地域のボランティア活動やスポーツ大会の運営ボランティアなどに参加できるよう、「東京ユースボランティア・バンク」において各関係機関が募集する活動情報を登録者に発信し、活動への参加を促進します。

○ 共生社会の形成

これまで各学校で取り組んできた、共生社会における自らの関わり方を考えたり、思いやりの心を育成したりする「スマイルプロジェクト」の取組の中で、パラスポーツを体験する活動やパラスポーツを通じた特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒と小学生、中学生、高校生との交流、パラリンピアンとの交流等を通じ、障害者理解・相互理解の促進を図ります。

○ スポーツ志向の重視

児童・生徒がアスリート等と直接交流し、様々なスポーツを体験する「夢・未来プロジェクト」を通じて、オリンピック・パラリンピックの理念や価値への理解をより深め、フェアプレーやチームワークの精神を身に付けることができるようにするとともに、夢に向かって努力したり困難を克服したり、最後まで諦めずに挑戦したりする態度を培います。

また、パラスポーツの普及啓発を図るため、関係機関と協力し、特別支援学校の体育施設の活用を促進します。

○ 豊かな国際感覚の育成

東京ならではの国際交流を推進する「世界ともだちプロジェクト」を通じ、児童・生徒が複数のオリンピック・パラリンピック参加予定国・地域について学習したり、交流したりする機会を設定して、世界の様々な人種や言語、文化、歴史などを学び、世界の多様性を知るとともに、様々な価値観を尊重する態度を育成します。

○ 「学校 2020 レガシー」の構築

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」において展開してきた、5つの資質の育成と関連付けて発展させてきた活動、又は本教育を契機に新たに取組を始めた活動の中から、東京 2020 大会以降も継続させる活動を「学校 2020 レガシー」として都内全公立学校がそれぞれ設定し、各学校の特色として継続・発展させていきます。

○ 優れた芸術文化に対する理解の促進（再掲）

東京都の文化プログラムの活用などにより、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」の充実を図るとともに、優れた芸術・文化を鑑賞・体験する取組を促進します。

また、学校と地域の芸術文化団体との継続的な連携の構築により、東京都の文化プログラムの裾野拡大や東京 2020 大会のレガシーとなる取組を支援します。